

伊万里市と公益社団法人 ON THE ROADs との連携と協力に関する協定

佐賀県伊万里市（以下「甲」という。）と公益社団法人 ON THE ROADs（以下「乙」という）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、子どものいじめに関する対応業務やいじめ抑止の普及啓発活動の取り組みを通じて、伊万里市のすべての子どもが安心して健やかに成長し笑顔で生きられる社会環境づくりを図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 伊万里市での子どものいじめ撲滅に寄与する個別相談対応に関すること
- (2) 伊万里市での子どもの復学に向けた伴走支援に関すること
- (3) 伊万里市でのいじめ抑止のための普及啓発活動に関すること
- (4) その他、伊万里市の子どもの健全発育に寄与する関連事業に関すること

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は伊万里市教育委員会ならびに関連する行政機関との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して2年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲または乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日の翌日から2年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月8日

甲 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

伊万里市長 深浦弘信

乙 佐賀県佐賀市大財北町4 1-107号

公益社団法人 ON THE ROADs

代表理事

津田和泉